

自己点検票(地域密着型通所介護事業)

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>指定地域密着型通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	運営基準第19条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
二 人員に関する基準	<p>1 従業者の配置の基準</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護事業者が、指定地域密着型通所介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>①生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>②看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上となるために必要な数を配置しているか。</p> <p>※看護職員については、提供日ごとに、当該事業所において看護関係業務に必要な時間帯は専従配置しなければならない。その上で、それ以外の時間帯においては、指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携を図ることができると認められる場合は、専ら従事しないことができる。また、病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携により看護職員が、指定地域密着型通所介護事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定地域密着型通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合には看護職員が確保されているものとする。 なお、「密接かつ適切な連携」とは指定地域密着型通所介護へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。</p> <p>※指定地域密着型通所介護の単位とは、同時に、一体的に提供される指定地域密着型通所介護をいうものであることから、例えば、次のような場合には、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 イ 指定地域密着型通所介護が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合 ロ 午前と午後とで別の利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合 また、利用者ごとに策定した地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の指定地域密着型通所介護が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して指定地域密着型通所介護を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。</p> <p>③介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たるものに限る。)が勤務している時間数の合計を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(提供単位時間数)で除して得た数が、利用者(当該事業所が指定地域密着型通所介護の事業と第一号通所事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は第一号通所事業の利用者。以下人員に関する基準において同じ)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上となるために必要な数を配置しているか。</p>	運営基準第20条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		運営基準第20条第1項第一号 基準についての第三の二の二の1の(1)の①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		運営基準第20条第1項第二号 基準についての第三の二の二の1の(1)の⑥	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		運営基準第20条第1項第三号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
人員に関する基準	※1 8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合にあっては、事業所の実情に応じて適当数の従業者を配置しているか。	基準についての第三の二の二の1の(1)の②	□	□	□
	※2 基準第20条第1項第一号の生活相談員、同項第三号の介護職員及び同条第2項の看護職員又は介護職員の人員配置については、当該職種の従業者がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計(以下「勤務延時間数」という。)を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するように定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。	基準についての第三の二の二の1の(1)の③			
	※3 生活相談員については、指定地域密着型通所介護の単位の数にかかわらず次の計算式のとおり指定地域密着型通所介護事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。)とする。 (確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式) 提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数 例えば、1単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定地域密着型通所介護を実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時(正午から午後1時までを除く。)となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。	基準についての第三の二の二の1の(1)の④	□	□	□
	(確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式) ・利用者数15人まで 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数 ・利用者数16人以上 単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝((利用者数－15)÷5＋1)×平均提供時間数 ※平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数 例えば、利用者数18人、提供時間数を5時間とした場合、(18－15)÷5＋1＝1.6となり、5時間の勤務延時間数を1.6名分確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず、5×1.6＝8時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。 なお、介護職員については、指定地域密着型通所介護の単位ごとに常時1名以上確保することとされているが、これは、介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。 また、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができることとされたことから、例えば複数の単位の指定地域密着型通所介護を同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。	基準についての第三の二の二の1の(1)の⑤			
	④機能訓練指導員 機能訓練指導員は1以上確保されているか。 機能訓練指導員については、利用者が日常生活を営むために必要な機能の減退防止の訓練を行うために、利用者の心身の状態を的確に把握し、かつ、利用者ごとに作成する通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施するために必要な程度配置すること。	運営基準第20条第1項第四号	□	□	□
(2) 指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者数の上限。以下において同じ。)が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計を提供単位時間数で除して得た数が1以上となるために必要な数を配置しているか。	運営基準第20条第2項	□	□	□	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
二 人員に関する基準	(3) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、(1)③の介護職員及び(2)の適用がある場合における看護職員又は介護職員を常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させているか。	運営基準第20条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (1)(2)にかかわらず、指定地域密着型通所介護の単位の介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができる。	運営基準第20条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とする。	運営基準第20条第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	※ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の資格を有する者(はり師及びきゆう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)の資格を有する者とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が行っても差し支えない。	基準についての第三の二の二の(3)			
	(6) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤であるか。	運営基準第20条第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 指定地域密着型通所介護事業者が第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。	運営基準第20条第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 管理者 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ※ただし、当該指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。	運営基準第21条 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
【共生型サービス】 指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の従業員の員数が、当該指定生活介護支援事業所等が提供する指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であるか。	運営基準第37条の2 第一号 基準についての第三の二の二の四の(1)の①及び②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
三 設備に関する基準	1 設備及び備品等 (1) 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。	運営基準第22条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) (1)に掲げる設備の基準を満たしているか。 ① 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ※ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。 ② 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されているか。	運営基準第22条第2項 基準についての第三の二の二の二の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) (1)の設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものとなっているか。 ※ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。	運営基準第22条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
三 設備に関する基準	(4) (3)但し書きの場合(指定地域密着型通所介護事業者が(1)に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市町村長に届け出ているか。	運営基準第22条第4項 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 指定地域密着型通所介護事業者が第一号通所事業の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たすものとみなす。	運営基準第22条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【共生型サービス】 指定生活介護事業所等として満たすべき設備基準を満たしているか。(ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について要介護者が使用するものに適したものとすよう配慮すること。)	基準についての第三の二の二の四の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	【共生型サービス】 指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から、指定生活介護事業所等が要介護者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けているか。	運営基準第37条の2 第二号 基準についての第三の二の二の四の(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運営に関する基準	1 心身の状況等の把握 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	運営基準第23条 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 利用料等の受領 (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	運営基準第24条第1項 基準についての第三の二の二の三の(1) 運営基準第37条の3 運営基準第24条第2項 基準についての第三の二の二の三の(1) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定地域密着型通所介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ ①～④に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護として提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、当該利用者負担させることが適当と認められるもの	運営基準第24条第3項 基準についての第三の二の二の三の(1) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) (3)の③に掲げる費用については別に厚生労働大臣が定めるところによっているか。	運営基準第24条第4項 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 指定地域密着型通所介護事業者は(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	運営基準第24条第5項 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(6) 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした要介護被保険者に対し、施行規則第65条で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第42条の2第9項(第41条第8項準用)則第65条の5(第65条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 指定地域密着型通所介護事業者は、法第42条の2第9号において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、指定地域密着型通所介護について要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型通所介護に要した費用の額とする。)、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 指定通所介護の基本取扱方針	運営基準第25条第1項～第2項 基準についての三の二の二の三の(2) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、目標を設定し、計画的に行われなければならない。				
	(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い常に改善を図っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	運営基準第26条第一号～第六号 基準についての三の二の二の三の(2) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指定地域密着型通所介護の具体的な取扱いは、次に掲げるところによっているか。				
	(1) 指定地域密着型通所介護は利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ妥当適切に行われているか。				
	(2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。				
	(3) 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては運営基準第27条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。				
	(4) 地域密着型通所介護従業者は、利用者又はその家族に対し、指定地域密着型通所介護の提供方法等について、説明を行っているか。				
	(5) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。				
	5 地域密着型通所介護計画の作成	運営基準第27条第1項～第5項 基準についての三の二の二の三の(3) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しているか。				
	(2) 地域密着型通所介護計画は、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成されているか。				
	(3) 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。				
	(4) 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、その計画を利用者に交付しているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(5) 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか	運営基準第27条第1項～第5項 基準についての第三の二の二の三の(3) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6 管理者の責務 (1) 管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	運営基準第28条第1項～第2項 基準についての第三の二の二の三の(4) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者に運営基準第2章の2第4節の規程を遵守させるための指揮命令を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 運営規程 以下の事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定地域密着型通所介護の利用定員 ⑤指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦指定地域密着型通所介護の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日まで努力義務) ⑪その他運営に関する重要事項	運営基準第29条 基準についての第三の二の二の三の(5) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8 勤務体制の確保等 (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型通所介護を提供することができるよう各指定地域密着型通所介護事業所において、従業者の勤務体制を定めているか。 (2) 当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない指定地域密着型通所介護については、この限りでない。 (3) 指定地域密着型通所介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、各職種との兼務関係等を明確にしているか。 (4) 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を確保しているか。(令和6年3月31日まで努力義務) その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。	運営基準第30条第1項 運営基準第37条の3 運営基準第30条第2項 基準についての第三の二の二の三の(6)の② 運営基準第37条の3 基準についての第三の二の二の三の(6)の① 運営基準第37条の3 運営基準第30条第3項 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(5) 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	運営基準第30条第4項 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9 定員の遵守 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	運営基準第31条 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	10 非常災害対策 (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的に、それらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 (2) 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	運営基準第32条第1項～第2項 基準についての第三の二の二の三の(8) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11 衛生管理等 (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	運営基準第33条第1項～第2項 基準についての第三の二の二の三の(9) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるよう努めているか。(令和6年3月31日まで努力義務)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	①当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	12 地域との連携等				
	(1) 指定地域密着型事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、当該事業所が所在する市町村の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話等を活用して行うことができるが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話等の活用について同意を得ること。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ※なお、一定の条件を満たす場合においては、複数の事業所の介護・医療連携推進会議を合同で開催して差し支えない。	運営基準第34条第1項 基準についての第三の二の二の三の(10)の① 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ①指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	運営基準第34条第2項 基準についての第三の二の二の三の(10)の② 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	② 運営推進会議における報告等の記録は、基準第36条第2項の規定に基づき、2年間保存しているか。	運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っているか。	運営基準第34条第3項 基準についての第三の二の二の三の(10)の③ 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 ※「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	運営基準第34条第4項 基準についての第三の二の二の三の(10)の④ 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 指定地域密着型事業者は、当該事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行っているか。	運営基準第34条第5項 基準についての第三の二の二の三の(10)の⑤ 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	13 事故発生時の対応				
	(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。	運営基準第35条第1項～第4項 基準についての第三の二の二の三の(11) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 指定地域密着型通所介護事業者は、第22条第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、(1)及び(2)の規定に準じた必要な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	14 記録の整備 (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。	運営基準第36条第1項 運営基準第37条の3	□	□	□
	(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。 一 地域密着型通所介護計画 二 提供したサービスの具体的な内容等の記録 三 区市町村への通知に係る記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び処置についての記録 六 報告、評価、要望、助言等の記録	運営基準第36条第2項 基準についての第三の二の二の三の(13) 運営基準第37条の3	□	□	□
	15 内容及び手続の説明および同意 (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、地域密着型通所介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。	運営基準第37条(第3条の7準用) 基準についての第三の二の二の三の(14) (第三の一の四の(2)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	16 提供拒否の禁止 正当な理由なく指定地域密着型通所介護の提供を拒んだことはないか。 ※正当な理由例とは ①当該事業所の現員では利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が、当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	運営基準第37条(第3条の8準用) 基準についての第三の二の二の三の(14) (第三の一の四の(3)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	17 サービス提供困難時の対応 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域密着型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	運営基準第37条(第3条の9準用) 基準についての第三の二の二の三の(14) (第三の一の四の(4)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	18 受給資格等の確認 (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	運営基準第37条(第3条の10準用) 基準についての第三の二の二の三の(14) (第三の一の四の(5)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型通所介護を提供するよう努めているか。	運営基準第37条(第3条の10準用) 基準についての第三の二の二の三の(14) (第三の一の四の(5)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	19 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者については当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	運営基準第37条(第3条の11準用) 基準についての第三の二の三の(14)(第三の一の四の(6)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。		□	□	□
	20 指定居宅介護支援事業者との連携 (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	運営基準第37条(第3条の13準用) 基準についての第三の二の三の(14)(第三の一の四の(7)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。		□	□	□
	21 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区市町村に対して届け出ること等により、指定地域密着型通所介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	運営基準第37条(第3条の14準用) 基準についての第三の二の三の(14)(第三の一の四の(8)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	22 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定地域密着型通所介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定地域密着型通所介護を提供しているか。	運営基準第37条(第3条の15準用) 基準についての第三の二の三の(14)(第三の一の四の(9)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	23 居宅サービス計画等の変更の援助 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	運営基準第37条(第3条の16準用) 基準についての第三の二の三の(14)(第三の一の四の(10)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	24 サービスの提供の記録 (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型通所介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	運営基準第37条(第3条の18準用) 基準についての第三の二の二の三の(14) (第三の一の四の(12)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に対して提供しているか。		□	□	□
	25 保険給付の請求のための証明書の交付 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護にかかる利用料の支払を受けた場合、当該指定地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。	運営基準第37条(第3条の20準用) 基準についての第三の二の二の三の(14) (第三の一の四の(14)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	26 利用者に関する市町村への通知 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定地域密着型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させ、若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	運営基準第37条(第3条の26準用) 基準についての第三の二の二の三の(14) (第三の一の四の(18)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	27 業務継続計画の策定等(令和6年3月31日まで努力義務)	運営基準第37条 基準についての第三の二の二の三の(7) 運営基準第37条の3	□	□	□
	(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。		□	□	□
	(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。		□	□	□
	(3) 指定地域密着型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。		□	□	□
	28 掲示		□	□	□
	(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	運営基準第37条(第3条の32準用) 基準についての第三の二の二の三の(14) (第三の一の四の(25)参照)	□	□	□
(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定地域密着型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつまでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。		□	□	□	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	29 秘密保持等 (1) 従業者又は従業者であった者が正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。またその秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	運営基準第37条(第3条の33準用) 基準についての第三の二の二の三の(14)(第三の一の四の(26)①、②参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	(2) サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ているか(サービス提供開始時における包括的な同意で可)。	運営基準第37条(第3条の33準用) 基準についての第三の二の二の三の(14)(第三の一の四の(26)③参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	30 広告 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	運営基準第37条(第3条の34準用) 運営基準第37条の3	□	□	□
	31 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定地域密着型通所介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることへの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	運営基準第37条(第3条の35準用) 基準についての第三の二の二の三の(14)(第三の一の四の(27)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	32 苦情処理 (1) 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じているか。具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を行っているか。	運営基準第37条(第3条の36準用) 基準についての第三の二の二の三の(14)(第三の一の四の(28)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	(2)①指定地域密着型通所介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。		□	□	□
	②運営推進会議における報告等の記録は、基準第36条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。		□	□	□
	(3) 指定地域密着型通所介護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	運営基準第37条(第3条の36準用) 基準についての第三の二の二の三の(14)(第三の一の四の(28)参照) 運営基準第37条の3	□	□	□
	(4) 指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。		□	□	□
	(5) 指定地域密着型通所介護事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を区市町村に報告しているか。		□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、提供した指定地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	運営基準第37条(第3条の36準用) 基準についての第三の二の二の3の(14) (第三の一の4の(28)参照) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 指定地域密着型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	運営基準第37条(第3条の36準用) 基準についての第三の二の二の3の(14) (第三の一の4の(28)参照) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	33 虐待の防止(R6.3.31まで努力義務) 虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。 ①当該事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ②当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③当該事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④前①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	運営基準第37条(第3条の38の2準用) 基準についての第三の二の二の3の(12) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	34 会計の区分 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	運営基準第37条(第3条の39準用) 基準についての第三の二の二の3の(14) (第三の一の4の(32)参照) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	35 緊急時等の対応 地域密着型通所介護従業者等は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	運営基準第37条(第12条準用) 基準についての第三の二の二の3の(14) (第三の二の4の(3)参照) 運営基準第37条の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。	法第78条の5第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。	法第78条の5第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
六 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定地域密着型通所介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	法第42条の2第2項 平18厚告126号の一	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定地域密着型通所介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。	厚告126号の二	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。	厚告126号の三	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 所要時間の取扱い 所要時間については、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置づけられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の五の二（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費等の算定方法）に該当する場合〔利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合〕は、同告示により算定しているか。	厚告126号別表2の2の注1 留意事項について第二の3の2の(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 短時間の場合の取扱い 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、「所要時間4時間以上5時間未満の場合」の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が平成12年厚生省告示第27号の五の二（厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに地域密着型通所介護費等の算定方法）に該当する場合〔利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合〕は、同告示により算定しているか。	厚告126号別表2の2の注4 留意事項について第二の3の2の(2) 平27厚告94号三十五の三	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 感染症又は災害を理由とする利用者数減少が生じている場合の取扱い 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用胃者数の実績が前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、サービスを行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が満了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。	厚告126号別表2の2の注5 留意事項について第二の3の2の(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	5 9時間以上の場合に係る加算(延長加算) 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定地域密着型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定地域密着型通所介護の所要時間と当該指定地域密着型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(算定対象時間)が9時間以上となる時は、算定対象時間が9時間以上10時間未満の場合は50単位を、10時間以上11時間未満の場合は100単位を、11時間以上12時間未満の場合は150単位を、12時間以上13時間未満の場合は200単位を、13時間以上14時間未満の場合は250単位を所定単位数に加算しているか。	厚告126別表2の2の注6 留意事項について第二の3の2の(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	6 共生型地域密着型サービスを行う指定生活介護事業者が共生型地域密着型通所介護を行った場合 ・共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定しているか。 ・共生型地域密着型サービスの事業を行う指定自立訓練(機能訓練)事業者又は指定自立訓練(生活訓練)事業者が共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。 ・共生型居宅サービスの事業を行う指定児童発達支援事業所が共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。 ・共生型地域密着型サービスの事業を行う放課後等デイサービス事業者が共生型地域密着型通所介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定しているか。	厚告126号別表2の2の注7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	7 生活相談員配置加算 ※上記6を算定している場合のみ 以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、1日につき13単位を所定単位数に加算しているか。 次のいずれにも適合すること イ 生活相談員を1名以上配置していること。 ロ 地域に貢献する活動を行っていること。	厚告126号別表2の2の注8 留意事項について第二の3の2の(6) 厚告95号第十四の二号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	8 中山間地域等に居住する者へのサービスを提供加算 指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域(中山間地域等)に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき所定単位数100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 ※当該加算を算定する利用者については、上記「四 運営に関する基準」の「2 利用料等の受領」の(3)の①に記載の交通費の支払いを受けることはできない。	厚告126号別表2の2の注9 厚告83号第二号 留意事項について第二の3の2の(7)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	9 入浴介助加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 (1) 入浴介助加算(Ⅰ) 40単位 (2) 入浴介助加算(Ⅱ) 55単位	厚告126号別表2の2の注10 留意事項について第二の3の2の(8) 厚告95号第十四の三号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 入浴介助加算(Ⅰ) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。</p> <p>ロ 入浴介助加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること。 (1) イに掲げる基準に適合すること。 (2) 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員その他の職種の者(以下「医師等」)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。 (3) 当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」)が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状態、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。 (4) (3)の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴を言う。以下同じ。)その他利用者の居宅の状況に近い環境で、入浴介助を行うこと。</p>	<p>厚告126号別表2の2の注10 留意事項について第二の3の2の(8) 厚告95号第十四の三号</p>	□	□	□
	<p>10 中重度者ケア体制加算 ※[6 共生型地域密着型サービスを行う指定生活介護事業者が共生型地域密着型通所介護を行った場合]を算定していない場合</p> <p>次に掲げる基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき45単位を所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 指定地域密着型サービス等基準において求められる看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ロ 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の30以上であること。 ハ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。</p>	<p>厚告126号別表2の2の注11 厚告95号第五十一の三号 留意事項について第二の3の2の(9)</p>	□	□	□
	<p>11 生活機能向上連携加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分従い、(1)については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、つぎに掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 200単位</p>	<p>厚告126号別表2の2の注12 留意事項について第二の3の2の(10) 厚告95号第十五の二号</p>	□	□	□
	<p>イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位</p> <p>①指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師の助言に基づき、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っているか。</p>		□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ			
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	<p>②個別機能訓練計画の作成に当たり、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について把握、又はICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行っているか。</p> <p>なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員で事前に方法を調節するものとする。</p>	<p>厚告126号別表2の2の注12 留意事項について第二の3の2の(10) 厚告95号第十五の二号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	<p>③①の個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しているか</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>④機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供しているか。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑤機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を受けているか。</p> <p>その上で必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っているか。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑥理学療法士等は機能訓練指導員等と共同で3月ごとに1回以上、個別機能訓練計画の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明しているか。</p> <p>※また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なおテレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省のガイドラインを遵守すること。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑦機能訓練に関する記録は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしているか。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>⑧生活機能向上連携加算(Ⅰ)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定しているか。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>□ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位</p> <p>①指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師が、当該指定認知症対応型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のと共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っているか。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>②①の個別機能訓練計画に、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しているか。</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	③機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供しているか。	厚告126号別表2の2の注12 留意事項について第二の3の2の(10) 厚告95号第十五の二号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を受けているか。その上で必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADL及びIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別訓練計画の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容や進捗状況等を説明するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑥機能訓練に関する記録は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12 個別機能訓練加算 次の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準の区分に従い、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 個別機能訓練加算(I)イ 56単位 次のいずれにも適合すること。 (1) 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る(以下「理学療法士等」という。))を1名以上配置していること。 (2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。 (3) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の身体機能及び生活機能の向上に資するよう複数の種類の機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。 (4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練計画の見直し等を行っていること。 (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	厚告126号別表2の2の注13 留意事項について第二の3の2の(11) 厚告95号の第五十一の四号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ロ 個別機能訓練加算(I)ロ 85単位 次のいずれにも適合すること。 (1) イ(1)で配置された理学療法士等に加えて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置していること。 (2) イ(2)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	<p>ハ個別機能訓練加算(Ⅰ) 20単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用者ごとの個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>(2) イ(2)から(5)まで又はロ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。</p>	<p>厚告126号別表2の2の注13 留意事項について第二の3の2の(11) 厚告95号の第五十一の四号</p>	□	□	□
	<p>13 ADL維持等加算</p> <p>次の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、利用者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること</p> <p>(1) 評価対象者(当該事業所又は当該施設の利用期間((2)において「評価対象利用期間」)が6月を超える者をいう。以下この号において同じ。)の総数が10人以上であること。</p> <p>(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月(以下、「評価対象利用期間開始月」と当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月)において、ADLを評価し、その評価に基づく値(以下「ADL値」)を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。</p> <p>(3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算定した値(以下「ADL利得」)の平均値が1以上であること。</p>	<p>厚告126号別表2の2の注14 留意事項について第二の3の2の(12) 厚告94号第三十五の四号 厚告95号第十六の二</p>	□	□	□
	<p>ロ ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位 次に掲げる基準のいずれにも適合すること</p> <p>(1) イ(1)及び(2)の基準に適合するものであること</p> <p>(2) 評価対象者のADL利得の平均値が2以上であること。</p>		□	□	□
	<p>14 認知症加算</p> <p>※[6 共生型地域密着型サービスを行う指定生活介護事業者が共生型地域密着型通所介護を行った場合]を算定していない場合のみ</p> <p>次に掲げる基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して指定地域密着型通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 指定基準において求められる看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。</p> <p>ロ 指定地域密着型通所介護事業所における前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。</p> <p>ハ 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる認知症介護の指導に係る専門的な研修、認知症介護に係る専門的な研修、認知症介護に係る実践的な研修等を修了した者を1名以上配置していること。</p>	<p>厚告126号別表2の2の注15 留意事項について第二の3の2の(13) 厚告95号第五十一の五</p>	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	15 若年性認知症利用者受入加算 (1) 次に掲げる基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定地域密着型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算しているか。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。 (2) 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めているか。	厚告126号別表2の2の注15 留意事項について第二の3の2の(12) 厚告94号第三十五の五号 厚告95号第五十一の五号	□	□	□
	16 栄養アセスメント加算 次に掲げるいずれの基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算しているか。 (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の者が共同してアセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 (4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること。(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)	厚告126号別表2の2注16 留意事項について第二の3の2の(14) 厚告95号第十八号	□	□	□
	17 栄養改善加算 次に掲げるいずれの基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的实施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算しているか。 イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。 ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。 ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。 ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定地域密着型通所介護事業所であること。(定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。)	厚告126号別表2の2注17 厚告95号第十八号の二 留意事項について第二の3の2の(15)	□	□	□
	18 口腔・栄養スクリーニング加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定地域密着型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げるいずれかの加算を算定しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。 (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位 (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位	厚告126号別表2の2の注18 留意事項について第二の3の2の(16) 厚告95号十九号	□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位 次のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 地域密着型通所介護費のイを算定している。 (二) 第十九号のニイ(1)、(2)及び(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (三) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一) 地域密着型通所介護費のロを算定していること。 (二) 第19号のニイ(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (三) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)(一)に該当するものであること。 (2) 第19号のニロ(1)又は(2)に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p>	<p>厚告126号別表2の2の注19 留意事項について第二の3の2の(17) 厚告95号五十一の六</p>	□	□	□
	<p>19 口腔機能向上加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位 (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位</p>	<p>厚告126号別表2の2の注20 留意事項について第二の3の2の(18) 厚告95号五十一の七</p>	□	□	□
	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 口腔機能加算(Ⅰ) 150単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。 (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。 (3) 利用ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。 (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。 (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p> <p>ロ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービス実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p>		□	□	□

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介 護 給 付 費 の 算 定 及 び 取 扱 い	20 科学的介護推進体制加算について 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。 (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 (2) 必要に応じて地域密着型通所介護計画を見直すなど、指定地域密着型通所介護の提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定地域密着型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	厚告126号別表2の2の注21 留意事項について第二の3の2の(19)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	21 サービス種類相互の算定関係 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間に、地域密着型通所介護費を算定していないか。	厚告126号別表2の2の注22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	22 療養通所介護費の算定について 利用者が一の指定療養通所介護事業所において、指定療養通所介護を受けている間は、当該指定療養通所介護事業所以外の指定療養通所介護事業所が指定療養通所介護を行った場合に、療養通所介護費は算定していないか。	厚告126号別表2の2の注23	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	23 事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取扱い 指定地域密着型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定地域密着型通所介護事業所と同一建物から当該指定地域密着型通所介護事業所に通う者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、1日につき94単位を減算しているか。 ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。	厚告126号別表2の2の注24 留意事項について第二の3の2の(20)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	24 送迎を行わない場合の取扱い ※上記23で減算となっていない場合 利用者に対して、その居宅と指定地域密着型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位を所定単位数から減算しているか。	厚告126号別表2の2の注25 留意事項について第二の3の2の(21)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	25 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が利用者に対し指定地域密着型通所介護を行った場合等は、当該基準に掲げる区分に従い、別表イについては1回につき、別表ロについては1月につき、所定の単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1)別表イを算定している場合 (一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位 (2)別表ロを算定している場合 (一)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 48単位 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ 24単位	厚告126号別表2の2のハの注 留意事項について第二の3の2の(25) 厚告95号第五十一の八号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (2) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (3) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>	<p>厚告126号別表2の2のハの注 留意事項について第二の3の2の(25) 厚告95号第五十一の八号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 次のいずれかに適合すること。 (一) 指定地域密着型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 (二) 指定地域密着型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ニ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ 48単位 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 定期超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ホ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ 次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 指定療養通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。 (2) 定期超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>26 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の59に相当する単位数 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の43に相当する単位数 (3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 算定した単位数の1000分の23に相当する単位数 (4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>[経過措置] ※令和3年3月31日において現に改正前の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っていないものにおける介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)の算定については、令和4年3月31日までの間は、従前の例によることができる。</p>	<p>厚告126号別表2の2の二の注 厚告95号第五十一の九号 留意事項について第二の3の2の(26)</p>			
	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額が、介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (2) 指定地域密着型通所介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 (3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。 (4) 指定地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 (5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第一百六号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十条第二項に規定する労働保険料をいう。)の納付が適正に行われていること。 (7) 次に掲げる基準のいずれにも基準に適合すること。 (一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四)(三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六)(五)について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p>				
<p>ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>					

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。 (2)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (3)平成20年10月からイ(2)の届出の日に属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。</p>	厚告126号別表2の2の二の注 厚告95号第五十一の九号 留意事項について第二の3の2の(26)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ニ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)</p> <p>イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ホ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)</p> <p>イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>27 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定地域密着型通所介護事業所が、利用者に対し、指定地域密着型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の12に相当する単位数 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	厚告126号別表2の2の二の注 厚告95号第五十一の九号 留意事項について第二の3の2の(26)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一)経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二)指定地域密着型通所介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。 (三)介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。 (四)介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと。 (2)当該指定地域密着型通所介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。 (3)介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。 (4)当該指定地域密着型通所介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。 (5)地域密着型通所介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 (6)地域密着型通所介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。 (7)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を職員に周知していること。 (8)(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p>	<p>厚告126号別表2の2の木の注 留意事項について第二の3の2の(27) 厚告95号第五十一の十号</p>	□	□	□
	<p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		□	□	□